409281　星野　将史
409282　本田　卓也
409283　村松　譲
409284　安藤　雅光
409285　稲垣　啓
409286　山内　竜也
409287　木内　鈴恵
409288　鈴井　隆央
409289　藤井　無限
409290　村山　正一
409291　佐藤　健
409292　鈴木　宏和
409293　小山　逸朗
409294　鹿島　祐子
409295　佐藤　剛史
409296　根深　恒
409297　鈴木　俊司
409298　南雲　健史
409299　牛嶌　一朗
409300　髙木　敏明
409301　大向　剛
409302　大木　望
409303　福島　通
409304　工藤　健一
409305　川角　栄二
409306　坂本　真樹
409307　田中　啓吾
409308　坪井　公夫
409309　藤田　信幸
409310　寺内　規浩
409311　髙木　直人
409312　山下　芳弘

**○経済産業省告示第百九十七号**

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

登録番号　氏名

200758　林　宏哉

**○経済産業省告示第百九十八号**

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

平成二十三年九月二十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に関し、令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、平成二十四年三月二十五日とする。

**○国土交通省告示第九百六十六号**

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百四条第一項の規定に基づき、船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第千三百八十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

附則第二条中淡路市長の項中「旧津名郡津名町」を「旧津名郡淡路町」に改める。

**○国土交通省告示第九百六十七号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

磐井川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町

字板川　一八五番一　一号から十号まで

一八五番五九　十一号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十七号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町

字板川　一八五番五九　十二号から十四号まで

字須川岳国有林

二三二林班る[10]小班　十五号から十七号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十八号から二十四号まで、標柱二十五号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と二十五号を昭和三十五年建設省告示第二千五百五十五号で指定した磐井川の土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱十八号と二十八号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱二十八号と二十九号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第二千五百五十五号で指定した磐井川に掲げる土地の区域を除く）

岩手県一関市厳美町

字須川岳国有林

二三二林班と[3]小班　十八号及び十九号

た小班　二十号から二十二号まで

ら小班　二十三号

字祭畤山国有林

二四三林班は小班　二十四号

い[2]小班　二十五号

ほ[2]小班　二十六号から二十八号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱二十九号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱二十九号と四十二号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町

字祭畤山国有林

二四三林班へ小班　二十九号及び三十号から四十二号まで

に[5]小班　三十号から三十五号まで

ホ　次に掲げる土地に存する標柱四十三号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱四十三号と五十九号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町

字祭畤山国有林

二四三林班へ小班　四十三号

に[5]小班　四十四号から四十六号まで

二四七林班は小班　四十七号から五十七号まで

ヘ　次に掲げる土地に存する標柱六十号から六十七号までを順次結んだ線及び標柱六十号と六十七号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町

字祭畤山国有林

二四七林班は小班　六十号から六十七号まで

ト　次に掲げる土地に存する標柱六十八号から八十七号までを順次結んだ線及び標柱六十八号と八十七号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町

字市野々原

一〇八番四八三　六十八号から七十一号まで

一〇八番一二　七十二号から八十七号まで

**○国土交通省告示第九百六十八号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月二十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　磐井川

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十九号まで、標柱七十号から七十三号まで、標柱七十四号から八十七号まで、標柱八十八号から百十五号まで、標柱百十八号から百四十八号まで、標柱百十六号と百十七号、標柱一号と百四十八号を結んだ線、標柱六十九号と七十号を昭和三十五年建設省告示第二千五百五十五号で指定した磐井川の土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱七十三号と七十四号、標柱八十七号と八十八号、標柱百十七号と百十八号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱百十五号と百十六号を昭和四十一年建設省告示第二千六百三十三号で指定した磐井川及び鬼越沢の土地の境界線と平成九年建設省告示第千二百六十六号で指定した同号七のイに掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域